

# 1 つがる地域の特性と課題に応じた防疫体制の強化

西北地域県民局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所

○佐藤 香 相馬亜耶  
角田裕美 奈良史子  
菅原 健 田中慎一  
白戸 明

## 1 はじめに

特定家畜伝染病については、平成28年県内HPAI発生、平成30年には海外でASF感染拡大、国内におけるCSF発生など目まぐるしく情勢が変化した。これらを契機に、家保は「いつでも、どこでも起こりうる危機」に対応できるよう、実効性のある防疫体制の整備が求められるようになった。そのためには、地域の状況に応じた対策が必要である。

## 2 つがる地域の特性と課題

当地域の畜産は、1戸あたりの飼養頭羽数が県全体と比べて少なく、中小規模農家が主体である。さらに、生産者の半数以上が60代以上と高齢化が進み、後継者が不足し、設備投資を伴う衛生対策は十分な経費を掛けられず実施困難な状況である（図1）。



図1 つがる地域の特性と課題①

また、当所は、所管する2つの県民局の防疫体制の整備が必要である。さらに、当地域の農業算出額のうち畜産の占める割合が低く、関係機関等に畜産担当者が少ないことから、効率的かつ効果的に体制強化を図る必要がある（図2）。

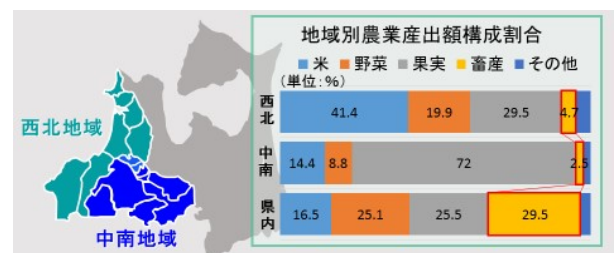


図2 つがる地域の特性と課題②

## 3 取組の概要

生産者と防疫体制に関する課題を踏まえ、次の2つの取組を行った。取組1は、生産者による発生予防対策の徹底である。防疫研修会により衛生意識の向上を図るとともに、巡回による改善指導を徹底し、対策の実行率向上を目指した。取組2は、効率的・効果的な防疫体制の強化である。県民局では役割分担ごとの勉強会と全体の合同演習、埋却作業については業者による調査と研修会の2段階構えで取り組んだ。併せて関係者との協力体制を構築することで防疫体制の強化を図った（図3）。

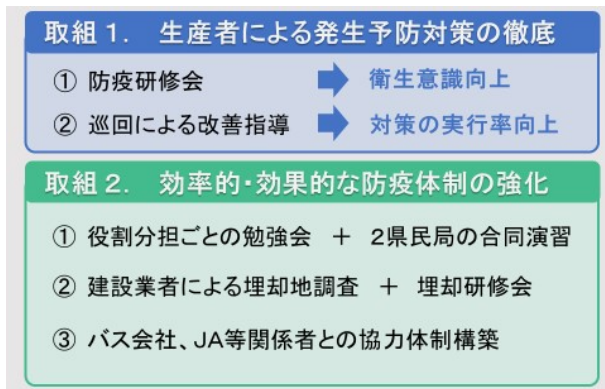


図 3 改善に向けた取組

#### 4 生産者による発生予防対策の徹底 [取組 1]

##### (1) 防疫研修会

平成30年度は家きん、令和元年度は豚飼養農場を対象に実施した。研修会では、特定家畜伝染病が自農場で発生した際の対応を、実際の防疫対応を例に説明した。また、自農場が制限区域に入った場合の対応や、予防のためのポイントを、発生農場の疫学調査で不備があった点をもとに説明した。このように、生産者目線で防疫対応を説明し、危機感の共有と衛生意識の向上を図った。

##### (2) 養豚場ごとの防疫検討会

さらに、養豚場ごとの防疫検討会を実施した。検討会では各農場に家保職員を配置して衛生対策を指導し、対応困難な対策は、その理由を聞き、代替案を提案するなど農場の実情に応じた改善指導を行った。例えば、防護柵の設置について、経費の面で難しいとの回答に対し、消石灰の散布などの代替案を示し、農場ができる対策を提案した。

##### (3) 巡回による改善状況確認

検討会の後、農場を巡回し改善状況を確認した。豚・いのししを飼養する全12農場を対象に延べ55回指導し、飼料タンク下の清掃や消石灰散布は指導した5戸のうち4戸で改善、出入時の消毒徹底や踏込消毒前の有機物除去などは8戸中7戸で改善、立入者等の記録は9戸中7戸で改善が認められた(図4)。

主な改善項目	指導戸数	改善戸数
<input checked="" type="checkbox"/> 飼料タンク下の清掃・消石灰散布	5戸	⇒ 4戸
<input checked="" type="checkbox"/> 出入時の消毒徹底(消毒前有機物除去等)	8戸	⇒ 7戸
<input checked="" type="checkbox"/> 立入者・車両消毒・家畜の移動等の記録	9戸	⇒ 7戸




		
給餌タンク下の清掃・消石灰散布	消毒前の有機物除去	立入者・車両消毒・家畜の移動等の記録

図 4 巡回による改善状況確認

##### (4) 高齢の生産者への対応

高齢の生産者は、取り組む意思があっても体力的な理由により対応できない場合があるため、ため池への防鳥テープや畜舎へのシート設置、記録様式の配布などを家保が支援・作業協力することで、管内全体の衛生レベルの底上げを図った。

#### 5 効率的・効果的な防疫体制の強化 [取組 2]

特定家畜伝染病発生時には、発生地に危機対策本部地方支部(以下、地方支部)が設置され、職員は地方支部と集合施設などの防疫拠点の運営を担うこととなる(図5)。そこで、職員の作業に対する理解向上のため、地方支部、集合施設、現場事務所、埋却地、焼却ポイントの

5つの拠点ごとに勉強会を2県民局それぞれで開催した。次に、地方支部と防疫拠点間の円滑な情報伝達を訓練するため、全拠点の担当者を参集し、2県民局合同の机上演習を実施した。



図5 特定家畜伝染病発生時の組織図

### (1) 拠点ごとの勉強会

対象は2県民局の担当職員で、平成30年度と令和元年度に担当業務の説明と実習を行った。現場事務所の実習では、資材を置いて再現し、ゾーニングの必要性を説明した。消毒ポイントでは動力噴霧機の組立から実習した。集合施設と現場事務所では、防護服の着脱指導や補助の仕方を実習した。

勉強会終了後に実施したアンケート結果では、「担当業務の内容が分かった」との回答は100%に、担当業務に不明な点があるとの回答は減少した。このことから勉強会の継続により、担当業務への理解向上と、不安低減が確認された（図6）。

項目	H30	R1
担当業務の内容が分かった	86人(97%)	95人(100%)
担当業務に不明な点がある	24人(27%)	6人(6%)
今後も勉強会の開催を希望する	68人(76%)	80人(84%)

図6 勉強会後のアンケート

### (2) 合同机上演習

対象は2県民局の担当職員で、平成29年度から毎年実施している。演習では、防疫拠点担当が携帯電話で地方支部担当へ連絡、その連絡を班長へ報告、班長からの指示を地方支部担当が防疫拠点に正確に伝えることで連絡体制を確認し、対応力の向上を図った（図7）。

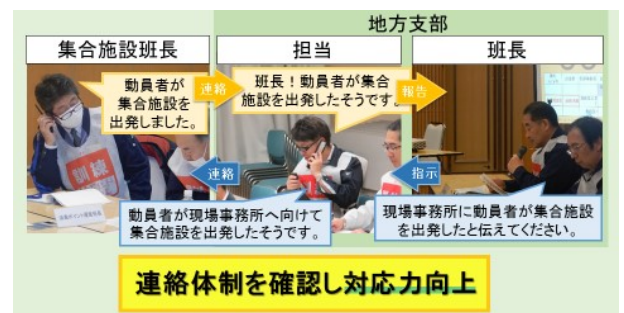


図7 合同机上演習

また、令和元年度は新たに、地方支部担当が連絡事項をホワイトボードに記入する訓練を追加した。さらに、資材の到着が遅れるなど、トラブルを付与し、その情報を誰に伝え、どう対応したらよいかを2つの県民局の担当者が協力して検討し、実際に連絡対応を行ったことで効率的かつ効果的に対応力の向上が図られた。

### (3) 埋却地の現地調査

埋却地については、家きん農場を対象に平成29年度13農場の調査を行い、小規模な7農場は焼却、大規模で湧水がなかった6農場は埋却とした。豚・いのしし農場は令和元年度に12農場調査し、実際にその埋却地を掘削する建設業者に湧水の可能性などをみてもらった。

その結果、10農場は自己所有地で埋却可能となり、不適だった2農場は公有地を検討中である。このように、農場の状況に応じた処分計画の策定と建設業者が現地確認して作業手順をイメージすることによって実効性のある埋却計画とすることができた。

#### (4) 埋却研修会

埋却作業手順を実地で確認してもらうため、管内全3支部の農村整備建設協会、生産者等を参集し埋却研修会を開催した。平成29年度と30年度は養鶏場の実際の埋却地で演習した。令和元年度は養豚場から離れている埋却地で演習したので、現場事務所を現地に設営し、防護服の着脱方法や、作業動線の確認を行った。研修会に管内全3支部の建設業者が参加したことで効率的に手順を周知でき、埋却計画の実効性を検証できた。

#### (5) 関係者との協力体制構築

発生時に関係者から協力が得られるよう説明に赴いて依頼した。動員者の輸送はバス会社に、消毒ポイントの使用は国交省やNEXCOなどに、集合施設の使用は市町村に、現場事務所と消毒ポイントの除雪や水供給は農村整備建設協会に、処分鶏の焼却は焼却場3か所に協力を依頼し、平成29年にHPAI発生時、令和元年にはCSF発生時にも協力の合意が得られた。

## 5 まとめ

特定家畜伝染病が「いつでも、どこでも起こり得る危機」となったことから、「発生させな

い対策」と「発生した時の対応」の両方に万全な体制を整える必要がある。

取組1では、まず、研修会により衛生意識の向上を図り、農場主との対話や高齢者への作業協力など、農場の実情に応じた指導を行ったことで、改善が認められ、管内全体の衛生レベルの引上げにつながった。

取組2では、勉強会と合同机上演習により県民局の対応力の向上を図り、実効性のある埋却計画の策定と関係者との協力体制の構築により、2県民局分の防疫体制を効率的かつ効果的に強化することができた。

これら2つの取組により、実効性のある特定家畜伝染病防疫体制の構築につながった。今後も更なる防疫体制の強化に向けて取り組む所存である。